

第3回消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 議事概要

日時：令和5年2月20日（月）10:00～12:00

場所：Teams 会議、経済産業省本館 17 階第 2 特別会議室

<出席者>（敬称略、順不同）

・委員

三上 喜貴	開志専門職大学副学長（座長）
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
カライスコス アントニオス	京都大学大学院法学研究科准教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
西田 佳史	東京工業大学工学院教授
早川 吉尚	立教大学法学部教授
正木 義久	一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山内 洋嗣	森・濱田松本法律事務所 弁護士
鷺田 祐一	一橋大学商学部教授

・子供用製品製造事業者業界団体、事業者

・関係省庁

消費者庁 消費者安全課、消費者政策課
経済産業省 情報経済課、生活製品課
独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター

・事務局

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

<配布資料>

資料 議事次第

資料 子供用製品製造事業者業界団体及び事業者説明資料

1 日本の子供用製品市場における安全な製品の流通状況について

（委員等）

- ・ 日本に流通している子供用製品全体に対し、どの程度の製品が ST マークを取得しているか

統計データはあるか。ST マークを取得していない製品の安全性はどのようにとらえているか。

- 安全基準の定期的な見直しでは、事故データの収集とかフィードバック、政府から ST 基準に関する要請を行う仕組みの有無や実施状況を教えて欲しい。
- 海外の製品安全に関するデータベースを見ると、事故は起きていないが未然の防止の観点から販売停止になっている事例が多数ある。現状では同じものが仮に日本で流通していても法的に流通を規制することはできないが、どのように考えているのか。

(回答)

- 市場に流通している玩具全体における ST マーク取得の統計データはないが、店頭の様子から 6~7 割程度と考えている。ST マークを取得していない製品について直接的な安全性の担保はないが、日本の玩具メーカーは、ST マーク制度を通じて玩具安全制度を承知しているので、自社の取り扱う製品について ST マークを取得しない場合にも安全でない製品を製造することはないと考えている。日本の玩具市場は、日本企業のシェアが圧倒的に高いため、同時に安全性の高い製品のシェアの向上につながっている。強制規格にせよ自主制度にせよ、玩具安全制度は玩具事故を防ぐためにあるが、米国と日本の玩具事故の統計データを比較すると、日本の玩具事故は概ね低い水準にあると受け止めている。この統計結果から見ても、日本市場での玩具が安全であることが推測できると考える。
- 玩具の特性として保護者が購入するケースが多く、保護者が知らない製造事業者や海外製は子供に与えたくないという自浄作用は働いていると思う。ST マークや日本の特殊な注意喚起、良質なアフターサービスが日本製製品の購入につながっている。
- 日本玩具協会では ST 基準判定会議を設置し、そこで検討して ST 基準の改定を行っている。改定の頻度は年 1 回程度と多い。改定に当たっては、国際規格の改定のほか、海外の事故事案、個別商品の判定結果、消費者庁・国民生活センター等による事故情報等を踏まえて改定を行っている。ST 基準判定会議と経済産業省製品安全課との間で公式な連絡系統はないが、大きな改訂の際は経産省に報告し、担当の方に説明会等に参加いただいている。
- 危険と思われる製品等に気付いた場合に経産省に対しそれを直接提言する公式な仕組みはないが、重篤な事故を引き起こすような製品を個別に指定し規制する制度があると、業界団体としては海外等で問題となっている製品をいち早く経産省に報告し対応をお願いすることができると考えている。その点、今回マグネットセットや高吸水性樹脂ボールを特定製品に指定することは重要なステップと考えている。これをもう一歩進め、更に使いやすい制度を作ってもらえればと思う。

2 強制規格化について

(委員等)

- 強制規格の導入と、ST マーク制度の仕組みの両立性について意見を聞きたい。強制規格が存在しても、より高品質な認証規格として ST マーク制度が存在し、保護者の選択肢から外れることはなく、両立することもあり得るのではないか。また、共存することの懸念点はあるか。

- 強制規格化する場合は子供用製品が網羅的に規制対象となるが、事故が多発している製品を特定できる仕組みになり、ピンポイントなものになると思う。海外規格でも然るべき審査の上で ST 基準と同等であれば認定するような仕組みができると思うが、意見を聞きたい。
- ST 基準の対象となっているもので、他の年齢層や用途を想定した同様の製品が強制規格の対象となるケースが発生する。特定製品と ST 基準対象製品の両立について意見を聞きたい。
- 仮に子供用製品に強制規格を導入した場合、ST マーク取得の見直しを行う可能性はあるか。
- 強制規格化に対する事業者の負担は懸念されていないか。

(回答)

- ST マークを取得するには、2年ごとの検査、法律では求めている対象年齢6歳以上についても化学的安全性の検査が要求される。現在、機械的安全性に関する法規制はないが、これについて強制規格（法規制）ができると、食品衛生法による6歳までの化学的安全性と、強制規格の機械的完全性の2つの法規制に適合していれば市場で通用することになるので、化学的安全性の高額な検査費を考えると、ST マーク取得を不要と考える事業者が多く発生し、ST マーク取得数が少なくなり ST 制度そのものが衰退することを懸念する。
- 強制規格を導入だけで玩具の安全性が確保できるものではなく、強制規格の実効性は試買・査察といった市場管理の度合に拠ると考える。ST マーク制度は、検査頻度、注意表示、不正マークの根絶など、世界的にも際立った管理を行っており、それを強制規格でカバーすることは容易ではないと思われる。強制規格の導入によって ST 制度が衰退すると、却って日本の玩具安全の水準を損なうことになりかねない。現在、問題になっているのは、玩具全般ということではなく、重篤な事故のおそれのある個別・特定の製品である。全体の仕組みを変更するのではなく、まずはこうした特定の製品への対応を図るのが良いと思う。なお、特定の製品を指定して、それに強制規格を設定するのは賛成である。
- 例えば SG マークなど、他の制度でそれに特化した安全基準がある製品は、ST 基準の対象から除くようにしている。現行の特定製品についても、レーザーポインターは ST 基準の対象から除外している。なお、基準の内容が同じ場合は、その取扱いは、事業者に誤解や混乱が生じないかがポイントと思う。
- 安全性確保において強制規格のレベルが不十分だった場合に、安全でない製品が流通する懸念がある。また、マーク貼付の基準について、海外では検査項目毎に Pass と記載されるだけで合格書は発行されない。また、依頼主により検査項目を省略しているような製品が検査を通過しマークを貼付して、輸入事業者が流通させているケースがある。こうしたケースは単に強制規格を導入するだけでは防げない。仮に強制規格を導入し、製品の安全性が ST 基準・ST マーク制度と同等に製品安全水準が担保され、かつ ST 制度・ST マーク制度が果たしている役割／機能を強制規格が自ら担うことができるならば、社会の玩具安全度合いは変わらないため、良いと考える。また消費者教育が行き届き、ST マーク取得製品は最低限の安全性が担保されているという認識が進めば、より安全なものを購入していく流れにはなると思う。その場合、強制規格が存在する意義はなく、強制規格は不要と考える。
- 小型強力磁石がそうであったように、子供が扱う可能性があり、その結果事故が発生するような製品を事前に全て想定して規制するのはほぼ不可能と考えている。そのような危険製品

が流通した場合の速やかな事後対応の仕組みを設けておくことが必要である。

- 安全に対する意識が高い製造事業者が多く、輸入事業者も安全の評価、偽物品対策をやりながら事業をしている。輸入事業者は海外の強制規格に適合した製品を輸入しており、その場合はほとんどの事業者は日本語の取り扱い説明書、注意の啓発活動を行っている。

3 インターネットモールにおける販売方法について

(委員等)

- インターネットモールではブランド品もノーブランド品も取り扱われている。抜け漏れがないようにということなら、自社サイトだけ、あるいは団体プラットフォームで販売し、インターネットモールでは販売しないことは考えられるか。また、製造事業者としてはインターネットモール事業者と取り組みについて協議することはあるか。

(回答)

- 自社でできる企業もあるが中小の事業者も多く、大手のインターネットモールを使うのが現実的な流れとなっている。インターネットモール事業者との意見交換は過去行っている。

—了—